

# 高圧ガス保安法規集 第十七次改訂版 正誤表

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所をご確認のうえ、ご使用ください。

頁、該当箇所	正			誤		
一一〇頁 上段 左から一〜二行目	ガスの種類  一 二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）  二 フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニア	法第五条第一項第二号の政令で定める値  五十トン	法第五条第二項第二号の政令で定める値  二十トン	ガスの種類  一 二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）  二 二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニア	法第五条第一項第二号の政令で定める値  五十トン	法第五条第二項第二号の政令で定める値  二十トン